

【店頭外国為替証拠金取引説明書の改訂内容】

「店頭外国為替証拠金取引説明書」における変更点は、以下の通りです。

	変更前(個人・法人共通)	変更後(個人・法人共通)
1-1. 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	<p>(5) 当社は、顧客との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>① OCBC Securities Private Limited(OCBC証券、シンガポール) (証券業:監督当局/MAS(シンガポール通貨庁)及びSGX(シンガポール取引所))</p> <p>② ドイツ銀行/Deutsche Bank AG(ロンドン支店) (銀行業:監督当局/BAFIN(ドイツ連邦金融監督庁))</p> <p>③ 株式会社三井住友銀行 (銀行業:監督当局/日本国金融庁)</p>	<p>(5) 当社は、顧客との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。</p> <p>① OCBC Securities Private Limited(OCBC証券、シンガポール) (証券業:監督当局/MAS(シンガポール通貨庁)及びSGX(シンガポール取引所))</p> <p>② ドイツ銀行/Deutsche Bank AG(ロンドン支店) (銀行業:監督当局/BAFIN(ドイツ連邦金融監督庁))</p> <p>③ 株式会社三井住友銀行 (銀行業:監督当局/日本国金融庁)</p> <p>④ 株式会社アイネット証券(金融商品取引業:監督当局/日本国金融庁)</p>
2-2. 店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	<p>8. 電磁的方法による書面の交付</p> <p>当社からの書面の交付を電磁的方法に代えて受けることに承諾する場合は、その旨を書面または電磁的方法(オンライン口座開設時)にて同意して下さい。</p> <p>主な交付書面 取引システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・約定取引明細・注文履歴明細・入出金明細・スワップ明細表・金融商品取引年間報告書</li> <li>・金融先物に係る建玉、証拠金等現在高報告書・金融商品取引報告書・口座資産入出金報告書</li> <li>・月間取引残高報告書</li> <li>電子メール</li> <li>・約定通知メール</li> <li>・入出金に係る報告書(入出金のお知らせ、受領書等)</li> <li>ホームページ・電子メール・取引システム</li> <li>・重要な内容の変更の通知</li> <li>・その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書</li> </ul>	<p>8. 電磁的方法による交付書面の種類</p> <p>お客様が電子交付等を利用できる書面等は、金融商品取引法等により電子交付等が認められている書面を含む次の各号に掲げる書面等とします。</p> <p>(1) 取引システム</p> <p>① 約定取引明細(契約締結時交付書面)</p> <p>② 注文履歴明細</p> <p>③ 入出金明細</p> <p>④ スワップ明細表</p> <p>⑤ 金融商品取引年間報告書</p> <p>⑥ 金融商品取引報告書</p> <p>⑦ 月間取引報告書(未決済ポジションの部, 入出金明細の部, 取引明細の部)</p> <p>⑧ 証拠金残高・未決済ポジション状況</p> <p>⑨ 重要な内容の変更の通知</p> <p>⑩ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書</p> <p>(2) 電子メール</p> <p>① 約定通知メール</p> <p>② 入出金に係る報告書(入出金のお知らせ, 受領書等)</p> <p>③ 重要な内容の変更の通知</p> <p>④ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書</p> <p>(3) ホームページ</p> <p>① 店頭外国為替証拠金取引約款・規定集(契約締結前交付書面)</p> <p>② 店頭外国為替証拠金取引説明書(契約締結前交付書面)</p> <p>③ 取引要綱</p> <p>④ 取引要綱詳細</p> <p>⑤ 重要な内容の変更の通知</p> <p>⑥ その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書</p>
	<p>9. その他</p> <p>当社からの通知書や報告書の内容は、必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会下さい。</p>	<p>【追加】</p> <p>9. 電磁的方法による交付の方法</p> <p>当社からの書面の交付を電磁的方法に代えて受けることに承諾する場合は、その旨を書面または電磁的方法(オンライン口座開設時)にて同意して下さい。</p> <p>前条(1)の書面は、当社の使用に係るサーバー内に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに記録されている記載事項を顧客の閲覧に供する方法とします。</p> <p>前条(2)の書面は、当社の使用に係るサーバーを通じて記載事項を送信し、顧客等が契約しているデータセンター等に備えられたメールサーバーに当該記載事項を記録する方法とします。</p> <p>前条(3)の書面は、当社のホームページからリンク等により接続される閲覧ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法とします。</p> <p>上記書面は、Portable Document Format(以下「PDF」という。)若しくはHyper Text Markup Language(以下「HTML」という。)の形式により提供します。</p> <p>電子交付等を受けるには、当社の推奨するパソコンの推奨動作環境に適合していることを前提とします。</p> <p>また、PDF形式による対象書面の記載事項をご覧いただくためには、あらかじめ「Acrobat Reader」の最新バージョンを使用することに同意していただくことが必要です。</p>
	<p>10. その他</p> <p>当社からの通知書や報告書の内容は、必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会下さい。</p>	